

松江市告示第531号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定による松江市新庁舎建設事業に関する住民投票条例の制定請求を令和2年9月24日に受理したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第98条第1項の規定に基づき次のとおり告示する。

令和2年9月24日

松江市長 松浦 正 敬

1 請求代表者の住所及び氏名

松江市 [REDACTED] 片岡 佳美

松江市 [REDACTED] 長谷川 浩二

松江市 [REDACTED] 福田 聡

松江市 [REDACTED] 俵 耕平

2 請求の要旨

現在、松江市では、新庁舎建設計画が進められています。2018年に基本構想が決まり、その後基本計画、基本設計へと手早く進み、今年12月にはもう着工されようとしています。確かに、市庁舎の耐震化は不可避の課題です。しかし、以下に示すように、ここまでの新庁舎建設をめぐる意思決定に市民が十分に参加できていないことは、重大な問題であり、看過できません。

①新庁舎建設場所に関して、市民や第三者委員会による議論や検証もないまま、「現所在地での建て替え」を前提に計画を進めてきている。

②2019年11月、当初120億円だった事業費が150億円へと大幅に増額された。このとき、この増額についての市民に対する説明会、パブリックコメント、第三者委員会での検討などは一切行なわれなかった。

③巨額の子算を投じる一大事業であるにもかかわらず、今までに、市民が誰でも参加できる説明会や質疑の場が設けられたことがない。

市長は、この新庁舎建設計画がどれだけ周知されているかについての調査・確認もしないまま、

市民への説明は適切に行なってきたと述べ、「決めた以上、実行するのみ」と言わんばかりに建設事業を進めようとされています。それは、市の政策形成に市民の多様な意見を反映し、市民参加の機会拡充に努めることを謳う松江市議会基本条例に反していると言えます。

ましてや、新型コロナウイルスの感染拡大により、地域経済や市民生活は深刻な打撃を受けています。今求められているのは、新庁舎建設よりも市民生活を支えるための新たな経済支援策のほうではないでしょうか。市民との熟議のもと計画を見直す必要性は一層高まっていると言えます。

以上のことから、現在進められている新庁舎建設事業を中断し、市民との対話、討論をふまえて再考することの是非について、市民に問う住民投票の制定を求めるものです。